

(仮称) 町田木曽山崎パラアリーナ整備方針検討等支援業務委託
受託候補者選定のためのプロポーザル説明書

2023年3月8日公表

1 事業の経緯、契約の目的

町田市（以下「甲」という。）は、2013年7月策定の「町田市木曽山崎団地地区まちづくり構想」に基づき、健康増進関連拠点の整備の一環として、旧忠生第六小学校用地に（仮称）町田木曽山崎パラアリーナ（体育館等）を新設します。

本案件は、（仮称）町田木曽山崎パラアリーナ整備事業に関する設計・建設及び維持管理・運営等の受託事業者の公募（2024年度実施予定）を見据え、施設整備の考え方やモデルプラン、新設工程計画、概算事業費、事業手法等を定める「（仮称）町田木曽山崎パラアリーナ整備方針」（以下「整備方針」という。）及び受託事業者の公募に向けた要求水準書（案）の作成、加えて、PPP/PFI導入可能性調査の実施にかかる業務について、支援を受けることを目的とします。

2 契約の概要

契約件名	（仮称）町田木曽山崎パラアリーナ整備方針検討等支援業務委託
契約期間	契約締結日から2024年3月19日（火）まで
履行場所	甲が指定する場所 町田市役所（町田市森野 2-2-22）ほか
委託する業務	（仮称）町田木曽山崎パラアリーナ整備方針検討等支援業務委託仕様書（案）のとおり
契約約款	甲が定めた業務委託契約約款を使用する
契約保証金	契約保証金の納付は免除する
契約代金の支払方法	契約代金は、業務完了後に一括して支払う
契約目途額（予定価格）	契約金額の上限は22,000,000円(税込み)とする

※本案件の契約は、令和5年（2023年）第1回町田市議会定例会における2023年度当初予算の可決を条件として実施します。否決された場合は、契約を締結できません。

3 プロポーザルの目的

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務責任者等の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定します。

ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは契約候補者を特定しない場合があります。

4 プロポーザルの形式、参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、このプロポーザルに参加できる事業者は、以下のすべての条件を満たしている者としてします。ただし、以下のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加を取り消します。

- (1) 町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和 62 年 5 月 1 日適用）による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団排除措置要綱（平成 21 年 12 月 1 日施行）による入札参加資格停止措置期間中でないこと。
- (2) 経営不振の状態にないと認められること。
- (3) 甲と円滑に連絡調整できる地域に本店又は営業所等があること。
- (4) 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）第 5 条の規定に基づく実施方針の検討・作成等支援業務」、「P F I 法に基づく事業における民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務」等、本案件と類似する業務の契約実績（以下「類似契約実績」という。）を有すること。
また、このプロポーザルに共同企業体として参加申請を行う場合は、以下のすべての条件を満たすものとし、参加申請書に共同企業体を編成したことを証明する書面（契約書、協定書の原本など）を添付してください。
 - ①共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）の数は 2 者ないし 3 者とし、そのうち共同企業体に対する出資比率が最大の者を、共同企業体を代表する者とする。
 - ②すべての構成員が、「4. プロポーザルの形式、参加資格」の（1）～（4）に規定する事項を満たすこと。
 - ③本案件の契約期間終了後、向こう 3 か月は共同企業体として存続するものであること。
- (5) 管理技術者及び主担当者は、技術士（都市及び地方計画）又は一級建築士の資格を有すること。

5 プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行います。

項番	手続き等	期限等
(1)	案件公表、資料配布	2023 年 3 月 8 日（水）
(2)	参加申請書の提出	2023 年 3 月 24 日（金）正午まで
(3)	参加決定通知及びヒアリング時間等の通知	2023 年 3 月 29 日（水）
(4)	質疑の提出	2023 年 4 月 5 日（水）正午まで
(5)	質疑の回答	2023 年 4 月 12 日（水）
(6)	提出書類の作成、提出	2023 年 4 月 24 日（月）正午まで
(7)	プレゼンテーション、ヒアリング	2023 年 5 月 8 日（月）の指定時間
(8)	評価、採点	※ヒアリング実施後
(9)	結果通知、結果公表	2023 年 5 月 11 日（木）
(10)	契約内容の調整、仕様書の決定	2023 年 5 月 19 日（金）まで
(11)	見積書の提出	2023 年 5 月 25 日（木）
(12)	契約確定	2023 年 5 月 26 日（金）予定

6 プロポーザルの手順

前記「プロポーザルの日程」に示した項番順に手続きの方法等を説明します。

(1) 案件公表・資料配布

このプロポーザルに関する情報は、随時、町田市ホームページで公表します。

この契約に関する資料及びプロポーザルに参加するために必要な資料は次のとおりです。

- ① プロポーザル説明書
- ② （仮称）町田木曾山崎パラアリーナ整備方針検討等支援業務委託 仕様書（案）

- ③ 業務委託契約書及び約款
- ④ 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書
- ⑤ 印刷特記仕様書
- ⑥ プロポーザル参加申請書（指定様式）
- ⑦ 経営不振の状態にないことの誓約書（指定様式）
- ⑧ 業務体制及び管理技術者・主担当者実績書（指定様式）
- ⑨ 類似契約実績書（指定様式）
- ⑩ 質疑書（指定様式）
- ⑪ 提案書（指定様式）
- ⑫ 見積書（様式自由）
- ⑬ 企画書（様式自由）
- ⑭ 工程計画表（様式自由）

これらの資料は町田市ホームページに掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてください。

町田市ホームページ URL <http://www.city.machida.tokyo.jp>
 事業者の方へ > 入札・契約 > プロポーザルによる契約案件の公表 >
 公募型プロポーザル > 案件名

(2) 参加申請書の提出

プロポーザルに参加を希望する事業者は、「プロポーザル参加申請書」に「経営不振の状態にないことの誓約書」、「業務体制及び管理技術者・主担当者実績書」、「類似契約実績書」を各1部添付して、2023年3月24日（金）正午までに、文化スポーツ振興部スポーツ振興課に電子メールで送付するか、郵送又は持参してください。郵送の場合は期限までに必着とします。

なお、参加を希望する事業者が5者を超えた場合は、「業務体制及び管理技術者・主担当者実績書」、「類似契約実績書」による書類選考を行い、本案件に近い実績を有する、4者程度をプロポーザル参加者として選定します。

提出書類の作成にあたっての注意事項	
<p>特に指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとしてください。文字サイズは10ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。</p> <p>「業務体制及び管理技術者・主担当者実績書」、「類似契約実績書」には、会社名、ロゴマーク等、作成者が分かる表示は一切しないでください。</p> <p>提出書類を郵送又は持参する場合は、各1部作成してください。</p>	
書類等の名称、様式	記載内容等
プロポーザル参加申請書 (指定様式)	必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名してください。
業務体制及び管理技術者・主担当者実績書 (指定様式)	<p>業務工程の管理方法や組織図、実施体制について記載してください。</p> <p>また、契約締結後に管理技術者になる予定の者が、本案件と類似した契約に管理技術者として携わった経験がある場合は、指定様式に契約の概要を記載してください。予定管理技術者が過去に所属していた企業における経験等も含めます。</p> <p>主担当者となる予定の者についても、本案件に活かされる経験や実績がある場合は、記載してください。</p> <p>※ページ数は1人につき2ページ以内とします。</p>

類似契約実績書 (指定様式)	法人として、本案件と類似した契約を履行した実績がある場合は、指定様式に契約の概要を記載してください。ただし、2017年4月1日以降に締結した契約に限ります。なお、記載件数は5件以内とし、代表的なものから順に記載してください。
契約書の写し	類似契約実績書に記載した契約について、契約書の写しを添付してください。件名、契約金額、契約当事者名が表記されている部分のみで構いません。提出部数は、契約案件ごとに1部とします。

(3) 参加決定通知及びヒアリング時間等の通知

「プロポーザル参加申請書」を提出した事業者には、参加の可否について「プロポーザル参加申請結果通知書」を電子メールで送信します。また、参加可能となった事業者には、電子メールで「ヒアリング等開催通知書」を送信し、プレゼンテーション及びヒアリング等を行う日時と会場を指定します。

(4) 質疑の提出

本案件の契約内容に関する質問は、「質疑書」に記載し、電子メールに添付して「8 本案件に係る問合せ先」の電子メールアドレスへ送付してください。

電子メール送信の際の件名は次のとおりとします。

件名：【町田木曾山崎パラアリーナ整備】(質疑)+参加業者名+送信年月日
 例：【町田木曾山崎パラアリーナ整備】(質疑)株式会社▲▲▲230328
 (株式会社▲▲▲が2023年3月28日に質疑書を送信した場合)

(5) 質疑の回答

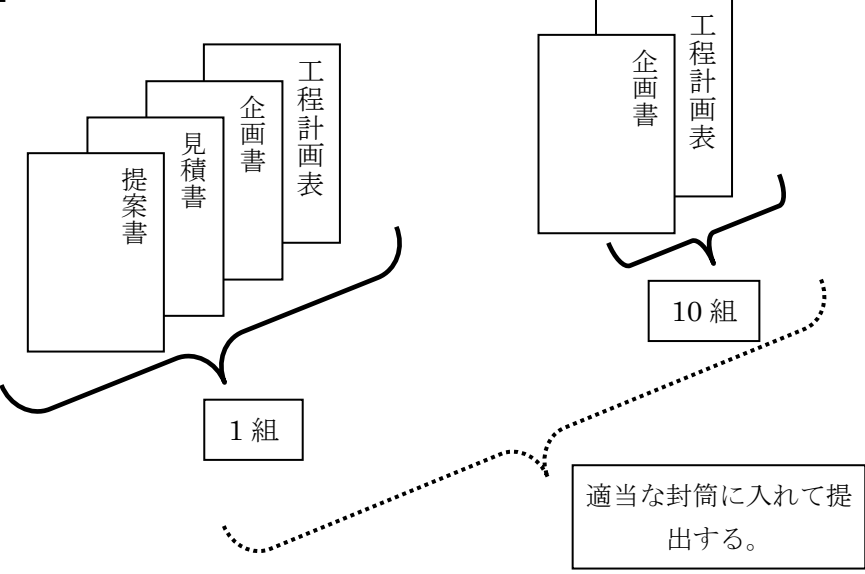
提出された質問事項への回答全てを取りまとめて、プロポーザル参加者全員へ「質疑回答書」を電子メールに添付して送付します。

プロポーザル参加者全員へ通知後、「質疑回答書」は、町田市ホームページにも同様に掲示します。

(6) 提出書類の作成、提出

次のとおり提出書類を作成し、2023年4月24日(月)正午までに、文化スポーツ振興部スポーツ振興課に郵送又は持参してください。郵送の場合は期限までに必着とします。

提出書類の作成にあたっての注意事項		
【共通事項】 特に指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとしてください。文字サイズは10ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。 提案書及び見積書を除き、提出書類には会社名、ロゴマーク等、作成者がだれであるかが分かる表示は一切しないでください。		
書類等の名称、様式	記述内容、提出部数等	提出部数
提案書 <指定様式>	必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名してください。	1部

見積書 ＜様式自由＞	様式は自由です。できるだけ詳細な内訳書を添付してください。 見積り金額には消費税を含みます。ただし、契約目途額を超える金額は記載できません。 ※ページ数の制限はありません。	1部
企画書 ＜様式自由＞	<p>【提案内容】</p> <p>以下の課題①から課題③について、ご提案ください。 ページ数は全体で15ページ以内とします。</p> <p>課題①：整備方針を作成する際の課題とその対応策 整備方針を作成する際に想定される課題と、その対応策について、ご提案ください。</p> <p>課題②：機能の関連イメージ 「町田市木曽山崎団地地区まちづくり構想」に基づく、健康増進関連拠点の形成と、「町田市スポーツ推進計画19-28」に基づく、高齢者や障がい者のスポーツ推進を具現化するために、地域課題への対応と地域の魅力向上に資する機能や、スポーツへの参加機会の充実に効果が期待される機能について、ご提案ください。</p> <p>課題③：同一敷地内に整備する中学校給食センターとの連携 運動の視点から整備する、(仮称)町田木曽山崎パラアリーナと、食の視点から整備する、中学校給食センターとの連携に関して、健康づくりにおける取り組みイメージやアイデア等について、ご提案ください。</p>	11部
工程計画表 ＜様式自由＞	本案件にかかる業務工程を記載してください。 なお、ページ数は2ページ以内とします。	11部
<p>【書類の綴り方】</p>  <p>※提出書類を1組ごとに重ね、左上をステープラでとめてください。</p>		

(7) プレゼンテーション、ヒアリング

次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合、採点は行いません。

項目名	注意事項等
日時	2023年 5月 8日 (月) 集合時間は、ヒアリング等開催通知書で指定します。
会場	町田市役所市庁舎 9階 9-3 会議室
内容	始めに、提出した企画書等の内容について、15分以内で説明してください。パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。 次に、評価委員から質問しますので、簡潔に回答してください。質疑時間は約15分とします。
説明員	原則として、契約締結後に管理技術者となる予定の方が説明及び回答を行ってください。 会場に入室できるのは、3名以内とします。 入室する方は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないでください。

(8) 評価、採点

このプロポーザルのために組織した評価委員会において、プロポーザル参加者の提案、プレゼンテーション及びヒアリングの状況の評価・採点を行い、最高得点を得た者を契約候補者に特定します。

評価項目及び配点は下表のとおりです。なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合は減点することがあります。

評価項目	配点
工程計画表について	20点
業務の実施体制について	30点
企画書	
課題①整備方針を作成する際の課題とその対応策について	30点
課題②機能の関連イメージについて	30点
課題③同一敷地内に整備する中学校給食センターとの連携について	20点
関連業務実績について	30点
プレゼンテーション及びヒアリングについて	20点
見積金額について	20点
合計	200点

最高得点を取得した者が2人以上ある場合は、以下の順に合計点が高いものを契約候補者に特定します。

①企画書

②プレゼンテーション及びヒアリング

いずれも同点であった場合は見積額が最も低い者とし、見積額が同額であった場合はくじ引きとします。

なお、応募者の得点が以下の場合、契約候補者として選定しないこととします。

- ・評価委員会の委員の平均得点が、配点の60%に満たなかった場合
- ・評価委員会の評価・採点において、最低評価の項目が1つでもあった場合

(9) 結果通知、結果公表

プロポーザル参加者全員に電子メールで「プロポーザル評価結果通知書」を送付し、契約候補者として特定した者の名称を通知するとともに、町田市ホームページで「採点結果調書」を公表します。

(10) 契約内容の調整、仕様書の決定

契約候補者と文化スポーツ振興部スポーツ振興課において業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

(11) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(12) 契約書の調印

契約書に調印し、契約を締結します。

7 その他留意事項

(1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。

(2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。

(3) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、甲が承諾したものについてはこの限りではありません。

(4) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とします。

①提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。

②提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

③提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

④提出書類が指定の様式及び記述内容に適合しない場合。

⑤提出書類に虚偽の記載がある場合。

(5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、町田市入札参加資格停止措置要綱に基づき資格停止措置等を行うことがあります。

(6) 契約候補者が契約までに、参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなった時は、契約の締結はできません。

(7) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、甲が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された提案書、企画書等について町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開します。ただし、同条例第5条第1項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると甲が認めたときは、該当部分を非公開とすることがあります。

(8) 提出された書類は一切返却いたしません。

8 本案件に係る問い合わせ先

町田市文化スポーツ振興部スポーツ振興課施設担当（町田市庁舎 10 階）

所在地：〒194-8520 町田市森野 2 丁目 2 番 22 号

電話：042-724-4036

F A X：050-3101-0488

e-mail：mcity6140@city.machida.tokyo.jp